

豊島区ホームページ管理運営要綱

平成 20 年 10 月 1 日
部長決定

制定 平成 20 年 10 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネットを利用した区政情報の発信と区民等の意見などの受信を目的として、豊島区が開設するホームページ(以下「区ホームページ」という。)の運営について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) コンテンツ

区ホームページの構成に必要な一切の情報をいう。

(2) ウェブサーバ

インターネットに接続され、区ホームページのコンテンツ、発信に必要なプログラム等を格納している電子計算組織をいう。

(3) リンク

他団体・個人のホームページと区ホームページを接続することをいう。

(豊島区ホームページ管理運営責任者)

第3条 区ホームページの活用により、迅速かつ的確な情報発信を積極的に行い、区民の声を区政に反映させていくために、豊島区ホームページ管理運営責任者(以下「管理運営責任者」という。)を置く。

2 管理運営責任者は、政策経営部広報課長をもって充てる。

3 管理運営責任者は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 区ホームページに関する方針、計画の策定。

(2) コンテンツ作成に関する調整、指導、助言及び人材育成。

(豊島区ホームページ基盤システム管理者)

第4条 区ホームページの安定的な運用と安全性を確保するために、豊島区ホームページ基盤システム管理者(以下「システム管理者」という。)を置く。

2 システム管理者は、政策経営部情報管理課長をもって充てる。

3 システム管理者は、次に掲げる業務を行なう。

(1) ウェブサーバ及びウェブサーバの基本ソフトウェア等の維持管理。

(2) ウェブサーバを適正に運用するためのセキュリティ対策等。

(3) その他、ウェブサーバ及びネットワークに関する業務。

(豊島区ホームページ情報管理者)

第5条 区ホームページに掲載するコンテンツの充実を図り、適正に管理するために、豊島区ホームページ情報管理者(以下「情報管理者」という。)を置く。

2 情報管理者は、課または所の課長または所長をもって充てる。

3 情報管理者は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 所管事務のコンテンツの作成、更新、削除。

(2) 所管事務のコンテンツに対する閲覧者からの問い合わせ対応。

(3) 他団体、個人とのリンクに関する許諾及びリンク先ホームページの掲載内容の点検。

4 情報管理者は、所管する事務の区ホームページを活用した情報提供に取り組まなければならない。

5 情報管理者は、コンテンツの作成等にあたり、別に定める運営基準を遵守しなければならない。

6 情報管理者は、コンテンツを公開・削除後、所管部局の長に報告するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理運営責任者とシステム管理者の協議により定める。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。